

平成30年第9回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年9月12日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	55号	「北区教育ビジョン2020」の策定に係る保護者アンケートの実施について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
2	63号	飛鳥中学校の(仮称)リノベーション事業の実施について	了承
3	64号	神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の設計について	了承
4	65号	「北区立学校における働き方改革検討委員会」の設置について	了承
5	66号	東京都北区中里貝塚保存活用計画策定の1年延伸について	了承
6	67号	「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について	了承
7	68号	保育施設の開設予定等について	了承
8	69号	保育園入園審査における保育指数の見直しについて	了承
9	70号	児童相談所移管に係る課題の検討状況について(平成30年7月末時点)	了承
10	71号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第9回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年9月12日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第9回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第55号議案「「北区教育ビジョン2020」の策定に係る保護者アンケートの実施について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第55号議案をお願いいたします。教育ビジョン2020の保護者アンケートでございます。1枚おめくりをお願いいたします。

教育ビジョン2020の策定に向けて基礎資料を得るためのアンケートでございます。このたびアンケートの最終案を取りまとめましたので、議案として、進め方、アンケート案をお諮りするものでございます。

1の対象者のところでございますけれども、0歳から中学校3年生までの子どもを持つ保護者2,000名、時期は10月1日から23日までというものでございます。

恐れ入ります。別紙のアンケートのお願いというものをお願いいたします。

こちらのアンケート(案)でございますけれども、こちらにつきましては当初のアンケート(案)、こちらにつきまして、校園長会の役員の皆様、それから、子ども・子育て会議の委員の皆様、それから、教育委員の皆様にごらんをいただきまして、既にアンケート(案)のご意見をいただきました上で、できる限りそのご意見を反映した形で、本日最終案としてお示ししたものでございます。

まず表紙でございますけれども、そちらに主旨をお示ししてございます。設問17ページ54問、所要時間概ね30分となっております。

1枚おめくりをお願いいたします。合計54問でございますけれども、基本的には前回5年前のものをベースにいたしまして、適宜修正した部分がございまして、主な変更点を中心にご説明をさせていただきます。

まず1ページ目の問3でございます。幼稚園保育園こども園となっておりますが、今回からこども園を追加させていただいております。問3以降も同様に幼稚園保育園こども園というふうに変更させていただいております。

次に、2ページをお願いいたします。問7でございますけれども、挨拶やお礼を言うなどの礼儀やきまりを守るなどの規範意識でございますけれども、こちらにつきましては、当初、子どものしつけなどはどこで行うべきかと思いませんかというような形での文言をわかりやすくしたものでございます。

次に、3ページでございます。就学前教育に関する設問、問11、12でございます。こちら就学前に身に付けさせたい事といたしまして、それぞれ8番と9番を新たに

加えたものでございます。こちらにつきましては、幼稚園教育要領や保育所保育指針の重要な視点と考えられる共同性、あるいは自然との関わり、あるいは生命尊重、この点につきまして表現を柔らかく置き換えまして8番と9番に新たに掲げさせていただいております。

恐れ入ります。4ページをお願いいたします。

4ページの問15で、公立学校の教育に求めるものの中で、17番です。相互理解・寛容の心の育成というものを加えてございます。こちらにつきましては、多様な考えを持つ友達と協力をし、共に過ごすことができる力の育成、こういったものも含めるべきだというご意見を踏まえまして、こちらのほうに追加挿入したものでございます。

それから、この問15でございますけれども、当初案では、体罰のない学校というような形で選択肢を設けていたところでございますけれども、体罰はないのが大前提ではないかというようなご意見を踏まえまして、削除をしたものでございます。

6ページをお願いいたします。問17でございますけれども、選択肢が10個ございます。2、3、4番でございますけれども、主旨は変えてございませんが、学習指導要領上の表現に合わせた形で今回修正を加えているところでございます。

それから5番でございます。自己肯定感や自己有用感の所でございますけれども、豊かな心の育成という視点で着目されている部分でございますので、このあたりを新たに加えたものでございます。

7ページをお願いいたします。問21でございますけれども、封筒の宛名のお子さんが小学生の方のみというところでございますけれども、前は小学5年生と6年生に限定して質問していたところでございますけれども、比較的早い時期に進路を定めるというお子さんも増えてきていますので、対象を拡大したというところでございます。

恐れ入ります。次は10ページでございます。

10ページ、一番上でございます。問の33、一般的に言って、他人のために行動したり、地域や社会に貢献しようとする子どもでございます。当初案でございますと、一般的に言って、周りの人に役に立とうとする子どもという表現をわかりやすくしたものでございます。

恐れ入ります、11ページをお願いいたします。問37でございます。

7番施設一体型小中一貫校、11番教員の働き方改革というところを新たに加えたものでございます。

12ページをお願いいたします。12ページの上から六、七行目あたり、(3)地域との連携で、重点的に取り組むべき活動の中に、7番、子どもの安全の確保というものを新たに加えてございます。

同じく12ページ、問の39でございます。こちらにつきましては、学校施設の整備に関する設問でございます。これまではトイレの洋式化や防犯カメラの設置等、個々具体的な選択肢を掲げていたところでございますけれども、現在来年度の改定に向けまして、北区の小中学校の整備方針を検討しているところでございますけれども、その整備方針に則した形での表現に置き換えてございます。

それから、次の13ページの問43でございますけれども、選択肢に新たに加えたものがございます。13番人権や男女共同参画に関する能力育成、14番障害児(者)へ

の合理的配慮の提供、15番安全教育、16番に教員の働き方改革というものを新たに追加挿入したものでございます。

それから、14ページをお願いいたします。問46から15ページの間51までの6問でございますけれども、文化センター、図書館それから飛鳥山博物館と、3施設についての設問であります。前回は設問の数は3問でございました。質問内容も利用の有無を問う内容だけでございますけれども、今回につきましては、満足度はどうかあるいは今後何を求めているかという視点も伺うという、質問内容を充実させている内容でございます。

以上でございます。これをもちまして、アンケートの最終案という形でご決定いただきまして、10月からのアンケート調査を進めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

清正教育長

説明をありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に対して特に反対意見は内容ですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。

日程第2、報告第63号「飛鳥中学校の(仮称)リノベーション事業の実施について」事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、私のほうから、飛鳥中学校の(仮称)リノベーション事業の実施についてご報告をさせていただきます。

恐れ入ります。表紙を1枚おめくりください。今回ご報告いたしますのは、リノベーション事業を検討するとなっておりました飛鳥中学校でございますけれども、このたびリノベーション事業でいけると、そういうめどが立ちましたので、改めてご報告をさせていただきます。

2の現況のところでございます。飛鳥中学校については、改築について当初検討した

わけでございますけれども、敷地の半分が東京都の史跡指定に入っていること、それから、残りの敷地を使っても、なかなか新しい校舎を建てるということが難しいことから、ここに書いてありますように、将来的には移転改築を目指すことといたしまして、その用地確保には相当の年月を要することが考えられますので、現校舎をリノベーションして、改築校となるべく同様の環境を整えるというものでございます。

今年度の検討の結果、明らかになってきたことをかいつまんで触れさせていただきますと、躯体の調査の結果、十分な養生をすれば、鉄骨その他の部材そのものは、これから20年、30年と使える強度を保っているということが明らかになっております。

それから、もう1点、これは今後の事業を制約してくるものなのですが、床面積について一定程度広げたいという思惑で、建築担当部署と協議をしましてまいりましたが、建築のほうのご指導の範囲では、床面積は広げられないという結論になっております。

これはどういうことからかと申しますと、現在の飛鳥中の校舎が既存不適格という状態でございます。隣人に対して落とす日影が、現在の飛鳥中4階建ての校舎でございますけれども、既に現行の法令をオーバーしている。そうすると、床面積をふやすためには、その既存不適格部分を減築する必要があるという見解でございました。

そうすると、事業を行うに当たってのプラスとマイナスの側面を考えると、減築して増築するというのは、なかなかメリットが少ないということで、このまま既存不適格の是正をとらないでいい範囲においてリノベーション事業を行うということで、現在、詳細を詰めているところでございます。

そうした中で、これ従来のリフレッシュ事業と大きく違うところは、床面積はふやしません、天井裏を全てリニューアルいたします。給排水設備、電気、それから、各諸室の空調、それから、改築校と同様に体育館にも空調を設置することを検討してまいります。

また、校庭についても今はダストでございますが、これは学校関係者、地域の方々とも協議して、場合によっては人工芝等の特殊舗装に変えていくようリニューアルを行うということで、今現在、事業の規模のイメージを積算しているところでございます。

また、床面積が広がらないということで、どれぐらいの諸室が確保できるのかという大ざっぱなイメージでございますけれども、今現在、飛鳥中は普通教室が9クラスございます。そのほかに3教室が多目的室、残りの3教室が、英語教室であるとか、少人数学習室に使われております。

一般的に改築校の場合には、中学校の場合には、普通教室のほかに多目的室を3、それから、新世代学習空間を3ということで整備しておりますので、諸室の1こまの広さは広げられませんが、環境としてはリニューアルすることによって、十分な部屋数は整えられるというふうに考えております。

紙面に戻りまして、3番の事業スケジュールでございます。今後の事業スケジュールでございますけれども、なるべく早く整備に取りかかりたいということで、31年度に設計の予算を計上させていただき予定でございますが、それに先立ちまして、30年度中に契約の準備行為として業者選定のプロポーザルを予定させていただきます。

そういたしまして、全体の事業スケジュールが31年度からでございますけれども、31年度～32年度の半ばまでに設計業務を終えて、32年度の夏、仮移転をいたしま

して、おおよそ1年半の工事を経て、31年度の事業着手から3年間でリニューアルされた飛鳥中学校の校舎に子どもたちを戻す、そのように事業を計画しているところでございます。

全体の事業期間といたしましては、通常改築校の場合には4年半～5年を要しているところでございますけれども、今回、リノベーション事業ということで、設計、工事を3年間で終えるというような事業計画を立てているところでございます。

また、仮移転の場所でございますけれども、田端中完成後の旧田端中校舎を近接ということもあって予定をしております。

4番の今後の対応でございます。

明日、北区議会の文教子ども委員会が開かれますので、本日と同様の報告をさせていただいて、議会のほうのご了承もいただきたいと思っております。

議会報告の後は、9月～10月にかけて学校関係者、地域の方々へのご説明に回りたいと思っております。

また、検討段階で学校長、あるいはPTAの役員、それから、町会の役員の方々に、こんな考えを持っていますけれどもどうでしょうかということで、ご意見は内々には伺っております、おおむね、その方向で行くしかないねというようなご返事をいただいているところでございます。

また、PTAの方からは、田端中の仮移転中の通学について、どういうふうにしていくのかというようなご質問がございまして、このあたりについては、今後、十分協議をしながら決定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 丁寧なご説明をありがとうございました。

一つお伺いしたいのですが、校庭の人工芝というふうな方向でとのお話でしたが、人工芝に今、昔と違って今とても人工芝も改良されていて、ラインが書けるとか、滑りにくいかとかというのがあると思うのですが、実際のところメリット、デメリットがありましたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 人工芝のメリット、デメリットでございますが、環境の負荷という意味では、明らかにダスト、あるいは、天然芝のほうがすぐれていると思います。

ただ一方で、都内の狭小な校庭の中で稼働時間をふやしていくという点、それから、近隣に与える影響、砂ぼこりが上がるとか、そういったことを考えますと、なかなか今後継続して、いろいろな改築校でダストのままに改築を進めていくというのは、理解も得られづらいのかなというふうに考えているところでございます。

将来的な全校に対する方針につきましては、現在検討を始めている整備方針の改定の中で、学識経験者の方々のご意見も聞きながら決めてまいりたいとは思いますが、もう既にトレンドとしては、現在改築中の田端中も稲中も人工芝ということで、先生方のご希望も、どちらかという人工芝に傾いてきているところがございますので、若干コストが高いということもありますが、飛鳥中も恐らくそういう流れになるのではないかとこのように考えているところでございます。

渡辺委員 ありがとうございます。

清正教育長 よろしいですか。  
ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次、日程第3、報告第64号「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校の設計について」事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 続いて、神谷中のサブファミリーの設計のスタートについてご報告をさせていただきます。表紙をおめくりください。

順番が前後いたしますが、この書面の4番から契約先の決定について記してございます。神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校で選定いたしました設計事務所は、石本建築事務所という事業者でございます。これは十条富士見中を設計した業者と同じ業者でございます。

既に8月27日に正式な契約の手続きをしております、これから足かけ2年をかけて、基本設計、実施設計等、この事業者をお願いをしていくということでございます。

2番のところの基本設計スケジュールでございます。

9月から3カ月程度、地域の方々と交えたワークショップを予定しております。既に、メンバーの選出のほうを、学校関係者、それから、町会の方々にお願いをして済ませているところでございます。

第1回のワークショップを、9月26日に予定をしているところでございます。

3カ月のワークショップの後に、年内にはそのワークショップで取りまとめたものを、地域に対して報告会を開催いたしまして、そこでまたいただいたご意見も踏まえて、年明け、来年の2月にはブロックプランとして取りまとめて、教育委員会にも、また議会のほうにもご報告をさせていただくというのが、当初のスケジュールで想定しているところでございます。

また、9月～11月のワークショップの中で、いろいろなご意見を賜ると思いますので、何か節目節目で教育委員会のほうにもご報告してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 近隣の保育所等から、公園の利用がということで少し心配をされている声がありましたので、公園が利用できない時期というのが、どれぐらいになるのかというのを教えていただけたらと思います。

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 公園の利用できない時期は実は結構長期にわたりまして、最短でも5年ぐらいをみております。来年の夏前ぐらいに公園の解体工事を実施いたしまして、最終的に校舎が全てでき上がった後に、現校舎を取り壊して、その位置に公園を移設するという手順を踏んでまいりますので、5年間ぐらいは遊び場としては消失することになります。

所管の土木部のほうからは、近隣に北運動公園等があるので、そちらをご利用くださいというようなご説明をとりあえずはさせていただいているのですが、それにかわるものを、どのように地域の方々とお話し合いができるかというのは、10月から学校の改築とは別に、公園の移設についてということで、都市計画公園ですので、その都市計画公園の廃止と新設については地域の説明会を開くというのが、法律上義務づけられておりますので、そのあたりでまた出てくるご意見を踏まえて、教育委員会のほうと、それから、土木部のほうと何か対案が考えられるかどうか、検討していくつもりでおります。

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 近隣のその公園はABC公園と言われている公園だと思うのですが、固定遊具が6歳以上という滑り台が、やはり年齢がちょっと高くなってしまいうので、0、1、2歳の保

育施設の方が特に心配されていまして、ただ、今現状の公園も、すぐ近くにある戦争の石碑が立っている、あの更地にする公園ですよ。あそこもすごく石がごつごつして、地面がとても危ないというふうな声も聞かれていたので、そういう意味でも改装するというふうな考えで、とてもいいのではないですかというふうなお話もしていただきます。いろいろご意見が出てくるかなと思いますので、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

清正教育長

ありがとうございます。  
ほかにかがでしようか。よろしいでしようか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次、日程第4、報告第65号「北区立学校における働き方改革検討委員会」の設置について」事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、「北区立学校における働き方改革検討委員会」の設置につきまして、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の表紙をおめくりいただきまして、初めに、項番2の要旨をごらんください。

北区立学校における働き方改革につきましては、平成29年11月に教員を含めた検討組織、「北区立学校働き方検討委員会」を設置し検討を進めてまいりました。同検討委員会は平成30年7月までに計8回開催いたしました。この間、検討すべき項目の選別、各項目における課題の抽出、今年度実施可能な取組みの試行等について検討し、一定の整理を行ったところでございます。

つきましては、これまでの検討結果を踏まえまして、北区立学校における働き方改革のための推進プランの策定に向けまして、学識経験者と区長部局関係職員を含めた新たな検討組織「北区立学校における働き方改革検討委員会」を設置し、検討を進めることといたします。

3の主な検討項目でございます。これまでに検討すべき項目の選別と各項目における課題の抽出を行いまして、検討項目を大きく6点にまとめてございます。

一つ目は、教員定数の見直し等の教員人事関係、二つ目は、タイムカードの導入による勤務時間の把握等の勤務管理関係でございます。

なお、下線部につきましては、今年度中に試行もしくは試行予定の項目となっております。

三つ目は、調査事務の縮減等の事務改善関係、四つ目は、給食費の公会計化等の事務分担関係でございます。

恐れ入ります。資料の裏面をごらんください。

続きまして、検討項目の五つ目が、学校事務補助員の配置等のチーム学校関係、最後の六つ目は、外部指導員の拡充等の部活動関係でございます。

4番の今後の進め方でございます。

初めに、ただいまご説明いたしました、六つにまとめました主な検討項目を中心に、「北区立学校における働き方改革検討委員会」にて、北区の推進プランの策定に向けて検討してまいります。

委員会は4回の開催予定で、構成員はお示しのとおりでございます。

次に、教員の勤務実態の把握についてでございます。

推進プランの策定に向けて、全教員を対象としたアンケートによる勤務実態把握調査を実施いたします。あわせて、タイムレコーダーの試行による出退勤管理の確実な実施をいたします。

そして、北区推進プランの策定でございます。勤務実態調査結果を分析し、その結果を踏まえて各検討項目について検討を進め、今年度中に北区の推進プランを策定いたします。

最後、5番の今後の予定でございます。

今後は、明日の文教子ども委員会にて報告をいたしまして、検討委員会を設置していきます。

10月～11月にかけて教員を対象としたアンケート調査を実施し、平成31年1月には北区の推進プラン（案）を策定いたします。

2月に庁議報告と教育委員会への報告を行います。

3月に文教子ども委員会に報告をしまして（意見聴取）を行い、北区推進プランの策定となる予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございます。また、検討に当たってはいろいろと気をもまれることも多いかというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

1点お伺いしたいのですが、これを進める上では、どうしても予算関係のことが大きく響いてくるかというふうに思うんですけども、そのあたりの見通しですとか、あるいは、ある程度、枠というものが決められている中での検討になるのかといったあたりを、教えていただけたらと思います。

教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>予算に絡むものにつきましては、今回設置する委員会の中に区長部局の方々も入っていただきますので、検討を進める上で、やはり学校の先生方の負担軽減ですとか、主に人員の配置のあたりになるかと思うのですが、そのあたりについて、何とか予算が確保できるような形で進めていきたいというふうには考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>全4回開催予定というふうにございますので、大変恐縮ですけれども、毎回こちらの教育委員会でも報告をしていただけたら大変ありがたく思います。よろしく願いいたします。</p>
清正教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第5、報告第66号「東京都北区中里貝塚保存活用計画策定の1年延伸について」事務局から説明をお願いします。</p>
飛鳥山博物館長	教育長
清正教育長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	<p>それでは、報告第66号、東京都北区中里貝塚保存活用計画策定の1年延伸について、ご報告を申し上げます。</p> <p>表紙を、恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料並びにその次に、中里貝塚史跡の写真と地図をつけさせていただいております。</p> <p>この3ページのほうをごらんいただきますと、上の写真が航空写真、現在の史跡の状況、また、下が住宅地図のほうに、帯状に貝層の広がりを示したものをあらわしているものでございます。</p> <p>恐れ入ります。1ページにお戻りください。</p> <p>1の要旨でございます。これまで、本年1月に設置いたしました中里貝塚保存活用計</p>

画策定委員会におきまして、中里貝塚保存活用計画を今年度末に策定するスケジュールで予定していたところでございますが、その後、文化庁及び東京都との打ち合わせの中で、本計画においては、貝塚を保存活用するための、より具体的方法や保護すべき範囲を明らかにする必要があるとの示唆がございました。

本計画を策定し、地域のさらなる発展へ繋げていくには、地域住民等の理解と協力を得ることが不可欠となりますので、文化庁及び東京都とも協議した結果、地域住民等の方々へ丁寧に説明し、協議・検討する期間をとるため、計画の策定を1年延伸することとしたものでございます。

2の現況（経過等）です。計画は、中里貝塚を地域の重要な財産として、また教育・観光等の資源として次世代に伝えていくため、適切な保存・管理を行うとともに、活用を進めるために策定をするものです。

計画策定には、当該史跡の価値や歴史的な評価等、これまでの調査研究の成果を網羅しました「総括報告書」の作成が必要なことから、平成29年度末、本年3月に策定いたしました。また、計画を策定するため学識経験者等で構成します委員会を設置し、これまで4回の委員会を開催しているところでございます。

3の今後の予定でございます。平成30年9月から来年10月まで策定委員会を開催いたします。それにあわせまして地域説明会等を適宜開催してまいります。

平成31年11月、保存活用計画（素案）を策定しまして、教育委員会及び議会のほうへの報告、そして、12月にパブリックコメントの実施と地域説明、そして、翌年1月にお示しのスケジュールとなりますが、1月に委員会を開催して、2月に教育委員会議会報告、そして、3月に保存活用計画の策定を予定しております。

4のその他でございます。計画策定の延伸を踏まえまして、地域住民の方や地域関係者等を対象とした説明会等の開催や、また、委員会便りの発行などを適宜実施して、計画の周知、ご理解に努めてまいります。

恐れ入ります、裏面をごらんください。

計画策定は教育・観光はもとより、今後の町会のあり方や居住者の住環境等に大きくかかわってまいります。以下の表に記載のあります関係理事者で構成します庁内連絡会を設置して、区の方針を確認してまいります。

私からの説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第6、報告第67号「「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けた区民意識・意向調査の実施について」事務局から説明をお願いいたします。

子育て施策  
担当課長

教育長

清正教育長

子育て施策担当課長

子育て施策  
担当課長

それでは、私からは、報告第67号「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けた区民意識・意向調査の実施についてご報告させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、資料の最初に1番、要旨のところでございます。

平成30年8月9日教育委員会協議会におきましてご報告させていただきました、「北区子ども・子育て支援計画2020」の策定に当たりまして、区民の意識やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、区民に対する意識・意向調査を実施するものでございます。

本調査の調査対象及び調査項目につきましては、北区子ども・子育て会議、子ども・かがやき戦略推進本部においてご協議、ご検討をいただき、決定をさせていただいたところでございます。

2番の調査対象及び配布数でございます。

(1) といたしまして、就学前の子どもの保護者、こちらが3,000件の配布。

(2) といたしまして、小学校1年生から6年生までの子どもの保護者、こちらが1,000件。

(3) といたしまして、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、こちらが1,000件。

(4) の、12歳～18歳の区民が1,000件でございます。

ここまでの(1)番～(4)番につきましては、前回5年前と同じ対象となっております。

(5) と(6)につきましては、今回新たに調査対象として加えさせていただいたものでございます。

(5) といたしまして、25歳～44歳の区民、こちらが1,000件。

(6) といたしまして、妊産婦の方、こちらが500件となっております。

3番の調査方法でございます。ただいま上記2番の(1)～(5)の調査対象につきましては、住民基本台帳から無作為抽出のうえ、郵送させていただきます。

上記2番の(6)、妊産婦の方につきましては、主に母子手帳交付時及び3カ月～4カ月健診時に配布させていただく予定でございます。

続きまして、4番の調査期間でございます。(予定)でございますが、平成30年10月上旬から10月31日(水)までを予定しているところでございます。

最後に、5番の調査項目でございます。こちら恐れ入りますが、別紙のほうをごらんください。

別紙といたしまして、「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けた区民意識・意向調査の調査項目一覧をお付けさせていただいてございます。

こちらにつきましては、各調査対象ごとの質問項目につきまして、お示しさせていただいているものでございます。

こちらの表でございますが、質問項目に網かけとなっている部分がございますが、こちらは前回5年前の調査から新たに追加いたしました調査項目となっております。

こちらにつきましては、1ページの就学前の子どもの保護者調査から、8ページの12歳～18歳の区民の方用の調査まで、同様のお示しの仕方をさせていただいております。

なお、9ページの25歳～44歳の区民用及び10ページの妊産婦の方につきましては、今回新たに調査対象に加えたものでございますので、全て新たな調査項目となっておりますので、網かけはしてございません。

調査項目の内容についてでございますが、ポイントを絞らせてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、1ページのほうをお願いいたします。1ページ、表の左から2番目の問番号の欄でございますが、こちらの2番と3番でございます。

調査するに当たりまして、対象者の北区の居住年数、お住まいの理由につきまして、基本的な事項として聞いたほうがよいということで載せさせていただいたものでございます。この質問につきましては、これ以後の幾つかの調査対象につきましても、同様の追加をさせていただいております。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページ、問の40番でございます。

子育て関連の情報の入手方法を追加させていただきました。やはり、区民の皆様がどのような情報媒体を活用し情報を入手されているか、ご確認させていただくものでございます。この後も幾つかの調査対象におきまして、同質問を追加してございます。

続きまして、43番の子どもへの接し方でございます。こちらにつきましては、内容といたしましては、お子さんをたたく、無視するなどの行為をしたことがあるかを伺わせていただくものでございます。

こちらにつきましては、前回5年前の調査におきましては、調査対象の3番、世帯主と子どものみの世帯で構成されている、18歳以下のお子さんの保護者の方に対してのみ同趣旨の設問を設けてございましたが、ここは広く保護者の方に伺ったほうがよいということで掲載をさせていただいたものでございます。

続きまして、4ページのほうをお願いいたします。

問の23番でございます。放課後総合プランが始まりましたので、その認知度、利用状況に関する質問を追加させていただきました。

恐れ入ります。飛びまして9ページのほうをお願いいたします。9ページのこちらは25歳～44歳の区民の方向けの調査項目でございます。

25歳～44歳の区民の方を調査対象に加えた理由でございますが、平成29年の6月に国から示されました子育て安心プランにおきましては、平成30年度～34年度末までの5年間で、25歳～44歳の女性の就業率80%に対応できる、約32万人分の保育の受け皿を整備するとされてございます。その中で、女性の就業を取り巻く環境につきまして、調査を行いますことが必要ではないかということで、新たに調査対象として追加し、お示しの調査項目につきまして伺わせていただくものでございます。

最後に、10ページをお願いいたします。こちら新しい調査対象で、妊産婦の方を対象にさせていただく調査項目でございます。

今後出産をされ、子育てに取り組まれる方が考えていること、求めているニーズを調査することが、やはり必要であろうということで、新たな調査対象として追加し、お示しの調査項目につきまして伺わせていただくものでございます。

以上、ご報告申し上げました。私からの説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 清正教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 非常に細かなことで恐縮なのですが、例えば、4ページのご説明くださった23番の放課後子ども総合プランというのは、このままの言葉を使うのでしょうか。

清正教育長 子育て施策担当課長

子育て施策担当課長 各調査票におきましては、各アンケートごとの表紙の裏の部分に、用語につきましての解説というものをそれぞれ載せさせていただいております。それは放課後子どもプランに限らず、区のさまざまな諸事業につきまして、アンケート調査票の中に記載してございます表につきまして、まず表紙の裏のところに、その事業の説明というものを、全て一覧として掲載させていただいているというところでございます。

本間委員 わかりました。ありがとうございます。

清正教育長 ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第7、報告第68号「保育施設の開設予定等について」事務局から説明をお願いいたします。

子育て施策担当課長 教育長

清正教育長 子育て施策担当課長

子育て施策担当課長 それでは、私からは続きまして、報告第68号、保育施設の開設予定等についてご報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、資料のほうをお願いいたします。

1番の要旨でございます。平成30年2月27日開催の教育委員会におきましては、平成30年度におきます待機児童解消策の一つとして、滝野川西地区及びその周辺において、認可保育所及び小規模保育事業所の新規募集を行うことをご報告したところでございます。

このたび、当該地区におきまして、平成31年4月開設の運びとなりました私立認可保育園等についてご報告をさせていただきますとともに、平成31年度の待機児童解消に向けた定員拡大の内訳等についてご報告させていただくものでございます。

2番の平成31年4月開設予定施設でございます。

まず、(1)番の「(仮称)たばた絆保育園(本園)」及び「(仮称)おうじ絆保育園(分園)」についてでございます。

現在、小規模保育事業所として運営してございます「たばた絆保育園」、こちらにつきまして新たに認可保育園に移行させていただくとともに、新たに「(仮称)たばた絆保育園」の分園といたしまして、滝野川二丁目に「(仮称)おうじ絆保育園」を開設させていただくものでございます。こちらにつきましては、「(仮称)おうじ絆保育園」につきまして、建築基準法第12条第5項による報告、既に報告は提出されておりました、それが受理されることが要件となっているところでございます。

その下、①(仮称)たばた絆保育園(本園)といたしまして、設置主体はお示しのとおりでございます。

保育園の場所につきましては、現在の小規模保育事業所、たばた絆保育園と同様、田端新町1-8-15-101でございます。

定員につきましては、現在、0歳児～2歳児まで19名でございますが、認可保育園の定員といたしましては、0歳児～2歳児まで22名と3名の定員増を行うものでございます。

延長保育につきましては、1時間を予定してございます。

続きまして、②(仮称)おうじ絆保育園でございます。こちらは、新たに(仮称)たばた絆保育園の分園として整備させていただくものでございます。

設置主体は、(仮称)たばた絆保育園(本園)と同じでございます。

場所は、滝野川2-43-5、定員につきましては、お示しのとおり、1歳児～5歳児までの59名でございます。延長保育は1時間の実施を予定してございます。

恐れ入ります。裏面のほうにお進みください。

その次には、両園の案内図をお示ししてございますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、(2)番、「(仮称)ほっぺるランド滝野川」及び「(仮称)キッズパオ王子あおぞら園」でございます。

こちらは現在、東京都の認証保育所として運営してございます「ほっぺるランド滝野川」及び「キッズパオ王子あおぞら園」につきまして、新たに小規模保育事業所への認可化移行の希望がございましたので、区が審査し、小規模事業所へ移行するものでございます。

なお、場所につきましては、現在の東京都の認証保育所として運営されている場所と

同じ場所で小規模保育事業所に移行することとなっているところがございます。

最初に、①（仮称）ほっぺるランド滝野川でございます。設置主体につきましては、お示しのとおりでございます。

場所は、滝野川7-21-14、定員につきましては、現在0歳児～2歳児まで24名でございますが、小規模保育事業所開設時の定員は19名となるところがございます。

延長保育につきましては、2時間を予定しているところがございます。

続きまして、2枚目のほうにお進みいただきまして、②の（仮称）キッズパオ王子あおぞら園でございます。

設置主体につきましては、お示しのとおりでございます。

場所は、王子4-16-5、定員につきましては、現在0歳児～2歳児まで25名でございますが、小規模保育事業所開設時の定員は19名となるところがございます。

延長保育につきましては、1時間を予定しているところがございます。

その下に案内図をお示ししてございますので、ご参照いただきたいと思います。

引き続きまして、3番でございます。2枚目の表面から裏面にかけてでございます。旧赤羽中学校を活用した私立認可保育園の整備についてでございます。

平成30年6月26日に開催されました区議会の企画総務委員会におきまして、旧赤羽中学校跡地の活用について、公募型プロポーザル方式による貸付候補者の審査の結果、契約交渉順位第一位となった事業者との協議が調い、「旧赤羽中学校跡地の利活用に関する覚書」を締結し、貸付事業者として決定したことが報告されました。

今後でございますが、当該貸付事業者のグループ構成企業である保育事業運営事業者と、私立認可保育園の開設に向けて協議を進めていくところがございます。

(1) といたしまして、保育所待機児童の解消に関する事業者からの提案及び説明内容をお示ししてございます。

認可保育所は（定員100名程度）、病院と連携した新しい保育体制・病児保育を行い、開設時期は平成33年4月を検討中とのことでございます。

(2) の保育事業運営事業者は、お示しのとおりでございます。当該事業者につきましては、現在、北区内にて2園の保育園を運営しているところがございます。

続きまして、4番、平成31年度に向けた定員拡大の内訳等についてでございます。

平成30年4月時点での児童受け入れ可能数につきましては、8,916名でしたが、平成31年6月まででございますが、現段階での受け入れ可能児童数9,273名ということで、(357名増)を予定しているところがございます。

その下の表では、(1) といたしまして、平成31年4月の新規開設園また閉園予定の園をお示ししているところがございます。

表の下の※の部分でございますが、※2番のたばた絆につきましては、ただいまご説明させていただきましておとり、小規模保育事業所定員19名から認可保育所定員22名への移行でございます。

※3番のキッズガーデン北区滝野川は、平成31年6月の開設予定、また、※4番の正光寺保育園、板橋駅前園は、平成30年9月に既に開設しているところがございます。

※5番のほっぺるランド滝野川は、先ほどのご説明のとおり、認証保育所定員24名から小規模保育所定員19名への移行を、※6番のキッズパオ王子あおぞら園は、認証保育所定員25名から小規模保育所定員19名への移行でございます。

恐れ入ります。3枚目のほうにお進みください。

(2) 番の表につきましては、定員変更におきます、平成30年4月時点との増減の比較をお示しさせていただいているところでございます。

この表の中におきましては、※の7番、としまみつばち保育園につきましては、現在の所在地から、平成30年10月に豊島七丁目の新園舎に移転いたしまして、定員を拡大するものでございます。

また、※の8番、LIFE SCHOOL 桐ヶ丘こどものもりににつきましては、現在のLIFE SCHOOL こどもの森(本園)とLIFE SCHOOL こどもの森(分園)を統合しまして、平成30年11月5日に桐ヶ丘の新園舎に移転し、定員を拡大するものでございます。

(3) 番の今後の予定でございます。

平成30年10月20日に、北区ニュース及び北区ホームページにおきまして、各園の空き状況を公開いたします。そして、12月10日に平成31年4月期第一次利用調整に係る申請締め切り、31年の2月15日に一次内定者発表を予定しているところでございます。

長くなりましたが、保育施設の開設予定等についてのご報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 清正教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 一つ質問させてください。4ページにある上から(1)、(2)とありますが、(2)のライクアカデミー株式会社が事業者となる、病院と連携した新しい保育体制というのはありますが、病院というのは、どちらの病院かはもう決まっているのでしょうか。

子育て施策担当課長 清正教育長

清正教育長 子育て施策担当課長

子育て施策担当課長 こちらのにつきましては、現在、まだ病児保育を行う病院等についての確定はできていないところでございます。

あくまでも今回お示しさせていただいたのは、プロポーザルにおきます先方からの提

案内容ということで、例えば、この後、どのような保育をしていくか、あるいは、定員何名の保育園をつくっていくか、それにつきましては、今後、保育事業運営事業者との協議を進めさせていただくというところでございます。

渡辺委員

ありがとうございます。

子ども未来  
部長

渡辺委員のほうのご質問でございますが、いわゆる、病院事業者というご質問であったのでしょうか。

渡辺委員

いえ、例えば、病児保育室の設置等についてお聞きしたかったのですが。

子ども未来  
部長

内容ということでございますか。

渡辺委員

そうですね。

子ども未来  
部長

今、子育て施策担当課長が申し上げたとおりでございます。

基本的には、赤羽中央総合病院と、こちらの方の事業者の連携で行う事業で、当委員会にはこの保育園の部分だけをご説明申し上げました。

企画総務委員会の方では、病院の内容等については、あくまでも提案事業としてご説明がありましたので、今後、具体的な病院の事業等につきましては、今、担当課長が申し上げましたとおり、決まり次第、また、こちらのほうにも関係あるところにはご説明させていただきたいと思っております。失礼いたしました。

渡辺委員

ありがとうございました。

清正教育長

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第8、報告第69号「保育園入園審査における保育指数の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

保育課長

清正教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは、保育園利用調整に係る保育指数の見直しについてご報告をさせていただきます。

1番、要旨でございます。保育園入所の利用調整に係る保育指数について見直しを行うものでございます。

利用申請を行う方々の公平性ですとか、納得を得られるような形をいろいろ考えまして、窓口での申請者の方々から寄せられた声ですとか、他区の状況、区内民間保育、いわゆる、区内私立園の皆さんからのご意見等を参考にしております。

なお、平成31年4月につきましては、既にこの8月から申し込みの受付を行っておりますので、この31年4月に向けては、申込者の多数に影響を与える見直しについては控えることといたしまして、十分な周知期間を設け、平成32年4月の利用調整から、いわゆる、2段階で見直しを行っていかうといったように考えてございます。

2の用語の扱いでございます。まず、保育園につきましては、皆さん既にいろいろご承知かと思いますが、保育の必要度の高い方から希望園に優先的に入所できるような仕組みをしております。

保育の必要度を数値化するものが保育指数でございます。上から3番目のものでございます。これが選考指数と調整指数と、そういったものの二つの指数の合計となります。

それぞれでございますが、選考指数ですが、いわゆる基本点のようなものでございまして、就労要件の場合、保護者の勤務の時間数等に応じて3点～10点の間で点数化されてきて、10点が満点ということでございます。就労の場合ですと、週5日以上かつ40時間以上のフルタイム勤務の方が10点になるといったような状況でございます。

現行の北区の取扱いといたしましては、ご夫婦のうち低い方の点数を世帯の点数とさせていただきます。

次に、調整指数でございますが、これは世帯の事情等により選考指数に加点されるものでございます。例えば、ひとり親の方であったり、兄弟で同時に申請される方などに1点～2点の範囲で加点されるものでございます。

最後に、優先順位でございますが、点数が同点となった場合に、どちらが優先されるかといったことを決めるものでございまして、現行の規定が、1枚おめくりいただきまして、別紙というのが3ページについてございまして、こちらが優先順位でございます。番号の少ないものから優先になっていくといったようなことでございます。

では、本資料にお戻りください。項目3でございます。

3の平成31年度から行う保育指数の見直しでございます。

(1)は、北区内の保育園で勤務する保育士世帯への優遇でございます。他自治体を参考に調整指数においても加点していかうといったような取扱いといたします。

次に、(2)です。保護者の方が下の子の出産等に伴い、育児休業を取得している場合の取り扱いなのですが、上のお子様は5歳までの園にいらっしゃる方と、いわゆる、2～3歳までの園にいらっしゃる方とでは、差が大きい状況がありまして、そのところを公平性に配慮して見直しを行うといったようなことでございます。

次のページへ進みます。

平成32年度から行う保育指数の見直しでございます。今現在は、保護者のうち低い方の選考指数を世帯の選考指数としてございますが、見直し後は両親の点数を合算する取扱いといたします。子育てにおける男女共同参画といった視点を踏まえたものでご

ざいまして、23区中、もう20区がこの取り扱いとしているといったようなことでございます。

次に、採用内定者世帯への優遇でございます。フルタイムで仕事が決まっている方であっても、採用内定の段階では一律これを4点とさせていただいているため、保育所の入所がかなわず、内定辞退を招いてしまっているといった課題について指摘がございますので、見直しを行います。

次、(3)がきょうだい世帯への優遇でございます。現行では調整指数を1点加点してございますが、+2点に見直しを行います。選考指数を10点満点、今は10点満点ですが、翌年度からその合算方式で20点満点に変更するので、それほど優遇には思えないといったような見方も懸念されるところでございますが、現状の実態といたしまして、このきょうだいのいる世帯のうち、この取り扱いが実現しますと、約80世帯の方の優先が実現するような形になりますので、現在よりは、きょうだいの方が別に通わなくてはならないといった事態の解消につながっていくのかなというふうに考えてございます。

(4)～(7)につきましては、これも調整指数をそれぞれ今度、選考指数が20点満点になるので、+2点を+3点へと見直しを行うものでございます。

最後に、(8)の低年齢児に特化した受け入れを行う保育園に在園する児童の取り扱いについてでございますが、まず3ページのほうの優先項目の⑩をごらんいただけますでしょうか。

この優先項目のため、少し細かい話で申しわけないのですが、例えば、今は小規模保育事業所で1歳児クラスの方がいらっしゃる、小規模保育に通われている方がいらっしゃる方と、あと、どこの園にも入っていないで、在宅で子育てされている方といらっしゃる、同時に5歳園に行きたいなということで同時に申請をした場合、今現状ですと、小規模の方が優先されるというような取扱いなのですが、ただ、こちらの方が復帰したいというのも同じような思いで、特にこちらの方が優先される理由には乏しいということから、この⑩の規定については排除します。

ただし、卒園児ですね、この小規模の保育園にいらっしゃる方が、その2歳で終わってしまう、3歳で終わってしまう、そういった事態がありますので、そのときに就学前まで保育園に通いたい、どこへ行ったらいいのかといったようなことについては、いろいろ不安の声等も寄せられておりますので、そういった場合につきましては、この優先順位の4番目に規定しまして、高い順位に今度は格上げしまして、そういった方の不安解消に努めていきたいなというふうに考えてございます。

最後に、2ページに戻りまして、今後の予定でございます。

10月1日号と、そしてまた10月20日号の北区ニュース、さらに、翌年度につきましても、同時期の北区ニュースにおいて、このような見直しについて周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、長くなりましたがご説明を終わります。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員	清正教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	いろいろなご家庭がある中で対応していただいている、本当にありがとうございます。質問ですが、きょうだい世帯への優遇ということで、随分解消されるということですが、今現在、きょうだいで違う園に通っているという世帯、何世帯ぐらいございますでしょうか。
清正教育長	保育課長
保育課長	すみません、ただ今手持資料がございませんので、後に調べてご報告させていただきます。
渡辺委員	ありがとうございます。80世帯解消されるというふうにご報告がありましたので、何割ぐらいが解消されるのかなと思い質問しました。
清正教育長	保育課長
保育課長	80世帯が優遇されるということなので、別に80世帯が分かれているというわけではないので、いわゆる、きょうだいのいない世帯に比べて、この見直しが図られると、優先的に好きな園に入れる順番が上がるというだけなので、通っている方というわけではないので、そのあたりは調べてまたご報告させていただきます。
渡辺委員	すみません。ありがとうございました。
清正教育長	ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。  (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 日程第9、報告第70号「児童相談所移管に係る課題の検討状況について（平成30年7月末時点）」事務局から説明をお願いいたします。
児童相談所 開設準備担 当副参事	教育長
清正教育長	児童相談所開設準備担当副参事

児童相談所  
開設準備担  
当副参事

それでは、児童相談所移管に係る課題の検討状況について（平成30年7月末時点）についてご報告いたします。

初めに、1の要旨になります。児童相談所移管に係る課題につきましては、昨年度と今年度の2カ年をかけて課題への対応策を検討することになっております。

本日は、昨年度のご報告以降、各関係部課長会で検討された内容につきましてご報告いたします。

2の共通課題・都協議課題の検討状況についてです。

検討年度の振り分けにつきまして、平成30年度は共通課題94項目と協議課題112項目についての検討を現在行っているところです。

なお、各課題についての関係部課長会別の内訳につきましては、お示しのとおりになります。

資料の2ページにお進みください。

（2）平成29年度で検討した主な課題、継続して検討する課題も含んでおります。

丸印のうち、上三つ、こちらにつきましては30年度も継続して検討をしている項目になります。その他の丸印につきましては、昨年2月の教育委員会理事会で報告した内容と同一項目となっております、昨年度で検討が終了している課題となっております。

次に、（3）現時点での対応策及び検討の方向性についてです。別紙の資料「平成30年7月末時点における対応策および検討の方向性」、A4サイズの資料となっております。こちらをごらんください。

1番の社会的養護に関することについてです。

まず、特別区全体の共通課題になります。

（1）としまして、措置が必要な児童の入所先の確保に関することでは、既存の児童養護施設や乳児院につきまして、定員の設定についての考え方が変更になりました。

2月の臨時会で報告した際には、各養護施設、各乳児院について、定員に特別区枠と東京都枠を設定した上で、さらに特別区の枠の中に各区ごとの入所枠を設定することとしておりましたが、その後、検討部会において、さまざまなシミュレーションを行った結果、上限に達した区の児童の入所が困難になることや、夜間対応など緊急性の高い入所の際の入所調整が困難になること等を踏まえまして、各区ごとの入所枠は分けないことに変更となりました。

続きまして、（2）の施設への入所方法に関することでは、緊急度の高い児童から入所が可能になるよう、特別区全体で入所調整リストを作成し、その順番をもとに施設の入所を行うこととされております。

次に、都との協議が必要となる課題になります。

（1）としまして、措置が必要な児童の入所先の確保に関することでは、養護施設の都と区の入所枠をどのように設定するのか、特別区の考え方が整理されたところです。

資料の右側のところにお進みください。②にありますように、施設ごとに区と都の在籍児童数の比率により定員を案分して算出すること、また、③にありますように、算出した入所枠について、毎年度見直しを行うこととともに、新たに児童相談所が開設した

際には、その時点で見直しをされることとされております。

次に、共通課題と協議課題の両方にかかわることについてです。

(1) の施設への支払いに関することでは、区の児童相談所設置に伴いまして、措置費の支払事務に関する事務が増大することから、施設への支払事務の一元化について、東京都社会福祉協議会児童部会から区長会宛に要望書が提出されているところでございます。

施設への支払い方法につきましては、今後、東京都との協議が必要となる項目になっておりますが、特別区としましては、こちらお示しの1番、東京都が特別区を含めて措置費の支払い事務を取りまとめてもらう方向で協議を進めていく予定となっております。

次に、大きく2番の児童相談所設置費の事務に関することです。

こちらにつきましては、法律の制定等により新たに二つの事務が課題として追加項目となっているところでございます。

資料の4ページ、裏面にお進みください。

大きく3番の人材確保・育成に関することでは、経験者採用の対象や年齢についての検討、また、任期付採用制度の導入の検討、一時保護所の職員の専門性の強化を図るための研修の検討、また、来年度についての児童福祉や児童心理士の派遣枠の拡充や一時保護所の職員の派遣についても、東京都との協議を進めることと整理をされているところでございます。

最後に、4の移管に伴う財源に関することでは、30年度の特区財政協議の中で、四角の枠の中に記述してあります1～4までの方針に基づいて、特別区としての主張をしているところですが、東京都の考え方が示されないまま、協議不調となっているところです。

児童相談所を設置した場合の関連経費につきまして、特別区の方針に基づき、引き続き31年度の都区財政調整会議の中で、都から区への財源移譲等を求めていく方針となっているところです。

現時点での考え方等については以上になります。教育委員会資料2ページにお戻りください。

最後に、3の今後の予定になります。

明日の文教子ども委員会に、同内容の報告をさせていただく予定です。

また、今年度の検討につきましては、来年1月に最終的な取りまとめを行いまして、2月の区長会、副区長会に最終報告する予定となっているところです。

なお、最終報告の内容につきましても、今回と同様に教育委員会へご報告させていただきたいと考えております。

私からの報告は以上になります。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございましたでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次、日程第10、報告第71号「後援・共済事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、後援・共催事業の報告でございます。1枚おめくりをお願いいたします。</p> <p>名義使用承認報告で7件でございます。恐れ入ります。事業名と主催者名のみ、読み上げをさせていただきます。</p> <p>1件目でございます。第13回北区環境展、同実行委員会委員長でございます。</p> <p>2件目でございます。王子狐の夕すず美2018、同実行委員会委員長でございます。</p> <p>3件目でございます。第22回親子でチャレンジ飛鳥山、東京都北区青少年委員会会長でございます。</p> <p>4件目でございます。JORDAN会第9回合同演奏会、JORDAN会会長でございます。</p> <p>5件目でございます。王子狐村にぎわいまつり、王子狐のミュージカルの会代表でございます。</p> <p>6件目でございます。第15回子どもたちと芸術家の出あう街、子どもたちと芸術家の出あう街実行委員会委員長でございます。</p> <p>7件目でございます。第31回おとなのためのおはなし会、北区おはなしの会代表者でございます。</p> <p>次の4ページからでございますけれども、事業実績報告でございます。6件お示しをさせていただきます。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成30年第9回教育委員会定例会を閉会させていただきます。</p>